（社会通信教育規程の一部改正）

第八条　社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第二号様式及び別記第三号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改める。

（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部改正）

第九条　大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項及び第五項中「平成三十六年度」を「令和六年度」に改める。

附則別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一号の一から別記様式第八号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第四号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第二号及び様式第三号中「平成　年　月　日」を「　年　月　日」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則（平成二十三年文部科学省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省　令第四号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第三十条第一項及び第三項（同法第三十七条第七項において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項及び第二項（同法第三十七条第七項において準用する場合を含む。）、第三十九条第一項（同法第四十二条第二項において準用する場合を含む。）、第四十一条第一項並びに第四十五条第二項及び第三項、第四十七条第二項、第四十八条、第四十九条第二項第三号及び第四号並びに第五十三条（これらの規定を第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、日本工業規格への適合性の認証に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月一日

厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

日本工業規格への適合性の認証に関する省令の一部を改正する省令

日本工業規格への適合性の認証に関する省令（平成十七年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令	日本工業規格への適合性の認証に関する省令
目次	目次
第三章　認証の業務（第九条―第三十条）	第三章　認証の業務（第九条―第二十六条）
第四章　登録の取消し（第三十一条―第三十三条）	第四章　登録の取消し（第二十七条―第二十九条）
第五章　雑則（第三十四条―第三十六条）	第五章　雑則（第三十条―第三十二条）
（表示）	（表示）
第一条　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号。以下「法」という。）第三十条第一項の主務省令で定める方式は、次のとおりとする。	**第一条**　工業標準化法（以下「法」という。）第十九条第一項の主務省令で定める方式は、次のとおりとする。
一　表示する事項は、次の様式の表示、適合する日本産業規格の番号、適合する日本産業規格の種類又は等級（当該日本産業規格に種類又は等級に係る表示事項が規定されている場合に限る。以下この条において同じ。）及び認証を行った登録認証機関の氏名又は名称とする。ただし、鉱工業品（法第二条第一項第一号の鉱工業品をいう。以下同じ。）の形状又は鉱工業品若しくはその包装、容器若しくは送り状に表示される他の事項から適合する日本産業規格の番号を特定することができる場合には、当該番号を省略することができる。	一　表示する事項は、次の様式の表示、適合する日本工業規格の番号、適合する日本工業規格の種類又は等級（当該日本工業規格に種類又は等級に係る表示事項が規定されている場合に限る。以下この条において同じ。）及び認証を行った登録認証機関の氏名又は名称とする。ただし、鉱工業品の形状又は鉱工業品若しくはその包装、容器若しくは送り状に表示される他の事項から適合する日本工業規格の番号を特定することができる場合には、当該番号を省略することができる。
［様式　略］	［様式　略］
二　表示の方法は、容易に消えない方法による印刷、押印、刻印、荷札の取付けその他の適切な方法とする。	二　表示の方法は、容易に消えない方法による印刷及び押印、刻印、荷札の取付けその他の適切な方法とする。